

## 第5章 大綱と基本方針

### 第1節 大綱

史跡村上天跡は、国民共有の財産であり、村上市民のアイデンティティーであることから、前章までを踏まえ、史跡村上天跡の適切な保存管理及び有効活用の方法とその実現のための整備、運営体制について以下のとおり大綱を定める。

#### 大綱

- ・本質的価値を構成する諸要素の保存と次代への確実な継承
- ・本質的価値に準じる諸要素や恵まれた自然環境などの保全と適正化
- ・現状変更等の取扱い方針の明確化と適切な運用
- ・史跡の日常的な維持管理と定期的なモニタリングの継続
- ・史跡及びその周辺における調査・研究の継続
- ・史跡未指定地の本質的価値の構成要素の保護
- ・史跡と城下一体型の活用
- ・観光施設、イベントなどとも関連させた観光資源としての活用
- ・関連遺跡を中心とした広域ネットワークの構築
- ・学校教育、生涯学習などを通じての地域の拠点としての活用
- ・本質的価値等の保存、防災、来訪者の安全のための整備の実施
- ・史跡に関する情報の発信、来訪者の利便性向上など活用のための整備の実施
- ・史跡の保存管理、活用、整備の有効実施のための体制の確保、庁内外組織との連携強化

### 第2節 基本方針

#### 1. 保存管理の基本方針

- ・中世遺構・近世遺構を始めとする史跡村上天跡の本質的価値を構成する諸要素を保存し、確実に次代へと継承する。また、本質的価値に準じる諸要素の保全、自然環境の適正化に努める。
- ・史跡村上天跡の本質的価値を守るため、構成要素別、地区別の現状変更行為への基準を定め、適切に運用する。
- ・日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つ。

- ・定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努める。
- ・史跡村上城跡の新たな本質的価値の発掘、付加価値付けのための調査、研究を行う。
- ・史跡としての本質的価値を有すると思われる史跡未指定地の保護に努め、追加指定と公有化を目指す。

## 2. 活用の基本方針

- ・学校教育や生涯学習の教材、周辺町内や地元企業の活動の場として提供し、人づくり、地域づくりの拠点としての活用を図る。
- ・村上城の歴史と切り離せない旧城下町を結び付け、地域の歴史的ストーリーを持たせた活用を図る。
- ・周辺の観光施設との連携を強化し、イベントなどとリンクさせることで観光資源としての活用を図る。
- ・市内外の他の城跡や関連遺跡を中心とした広域ネットワークの構築、関連する自治体や団体との交流、連携の強化。
- ・史跡の魅力や調査研究の最新成果などの情報発信。

## 3. 整備の基本方針

- ・史跡の保存と活用を着実に進めることを目的とした整備を行う。
- ・進捗状況と社会環境の変化に合わせ「史跡村上城跡整備基本計画」の見直しを行う。

## 4. 運営、体制の基本方針

- ・史跡の保存管理、活用、整備を着実に遂行できる組織体制を整える。
- ・庁内関係部署、文化庁、新潟県教育委員会との連携強化を図る。
- ・学校、民間団体などの庁外関係機関との連携強化を図る。
- ・史跡の保存管理、活用、整備を堅実に遂行できる財源の確保。

## 第6章 保存管理の方向性と方法

### 第1節 保存管理の方向性

史跡村上城跡を次代へ確実に継承するために、以下の手順で保存管理を行うものとする。

〈本質的価値の明確化〉

本質的価値の構成要素別、地区別に保存の方針と方法を定め、適切に運用する。

〈管理〉

日常的な維持管理により環境整備を継続し、定期的なモニタリングにより史跡内での異状の有無を確認する。自然災害に対しては防災計画を策定し、危機管理体制を整える。

また、本質的価値とともに史跡の価値を高めている臥牛山周辺の豊かな自然環境などの副次的価値の保全と適正化に努める。

さらに、史跡村上城跡とその周辺における調査、研究を継続することにより、潜在する本質的価値の発掘を行い、その保存に努める。史跡としての本質的価値の構成要素を有しながらも史跡未指定地となっている箇所については、保存を目的とした将来的な追加指定、公有化を目指す。

〈修理〉

これまでの調査やモニタリングの結果によって、修理が必要と判断された箇所については計画的に修理を行い、自然災害などで毀損が生じた場合は迅速な復旧を図る。

### 第2節 保存管理の方法

#### 1. 保存管理の基本的な考え

##### (1) 本質的価値の保存

###### A. 石垣

- ・現在、実施している巡回、目視、クラックゲージ測量などによる日常点検、年3回、定期的実施している、3Dレーザー測量による石垣移動量調査を継続し、石垣の状態の把握に努める。
- ・各種調査、検討の結果、崩落と崩壊防止のため、また、利用者の安全確保のために石垣の積み直しが必要と判断された箇所についての最小限の施工。
- ・早急な積み直しが不可能な箇所については、はばき石垣やフトンカゴ等の押えの設置、あるいは、金属製や樹脂性ネット等を用いて被害の拡大を防止し、加えて近接規制などの措置を講じる。既施工の金属製ネットやフェンスについては、目視による定期的な点検を行い発錆等により脆弱となった部分は取り替える。
- ・石垣の緩みが考えられる部分については、合端に間詰石などを嵌入し、補強する。

- ・石垣表面の亀裂部分にはエポキシ系等の接着剤、「ちきり」、風化面には含浸剤などの塗布によって、部分的な強化、保護を図る。
- ・石垣の間で生長した樹木の根の除去、必要に応じた樹木の計画的な伐採。
- ・石垣表面や合端間の実生木や蔓草の定期的な除去。
- ・石垣詳細調査（石垣カルテ作成）の更新と未実施箇所の追加調査。

#### **B. その他の構成要素**

- ・御鐘門跡下を始めとする登城道法面毀損各所の被害拡大防止、早期修繕、その原因の塞源。
- ・洗掘が顕著な山頂の登城道については、歴史的な道、雁木などの遺構保護のため、短期的には、定期的な石垣端材や砂入れなどを行い、中長期的には、流路操作や自然土舗装等を検討する。
- ・東斜面での山菜、ササ採取者の往還による蹂躪を防止するため、土嚢等を用いて遺構を保護する。
- ・露出した櫓礎石や門礎石塔等については、石垣同様、亀裂部分にはエポキシ系等の接着剤、風化面には含浸剤などの塗布によって、部分的な強化、保護を図る。

#### **(2) 日常的な維持管理、モニタリング、災害への備え**

- ・現在、実施している、日常的な巡回、安全管理、下草刈り、石垣清掃等を継続実施し、環境の維持に努める。
- ・定期的なモニタリングを行い、史跡内での異状の兆候、異状の有無を確認する。
- ・自然災害に備えた防災計画の策定により、危機管理の体制と制度を整備し、史跡、人の生命・財産等への影響の不及対策、軽減対策を図る。

#### **(3) 本質的価値の調査**

- ・史跡指定地とその周辺において、本質的価値の更なる明示、深化、付加価値付け、埋没している本質的価値の掘り起こしを目的とした計画的な発掘調査、絵図、古写真、文献などの資料収集及び資料調査を実施し、研究を進めることでその保存を図る。

#### **(4) 史跡の追加指定と公有化**

- ・史跡の本質的価値の構成要素を有しながら、史跡未指定となっている箇所については、現段階では、文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に対する規則に則り、保護し、将来的には追加指定したい。特に、平成5年（1993）の史跡指定前に当初の史跡の範囲として想定していた区域のうち、指定への同意が得られなかった部分については、公有化を視野に入れながら再交渉を行う。

#### **(5) 毀損箇所、損傷箇所等の把握と修理**

- ・モニタリングなどによって毀損箇所や、毀損のおそれがある箇所を把握し、毀損箇

所については、被害の拡大防止措置、修理を行う。毀損のおそれがある箇所については、発生防止の対策を施す。

- ・自然災害などにより毀損が生じた場合は、速やかに復旧に努める。また、今後、想定される自然災害については、防災計画を策定し、防災・減災対策を講じる。
- ・石垣を始めとする遺構、登山道・園路等については、計画的に必要な修理を行う。

## 2. 地区別の保存管理の方法（第45図参照）

### （1）山頂エリア（本丸、二の丸、三の丸、本丸下帯曲輪）

山麓から登城道を経由して山頂へ至る本丸、二の丸は市内外を問わず、最も多くの人々の往還が見られ、利用される地区である。このことから、最上位の安全性と快適な環境が要求され、保存管理の中心となる箇所であり、毀損などについても迅速な対応が必要とされる部分である。

さらに、最高所の本丸石垣は、市街地からも視認され、ランドマーク村上城の表象であることから、樹木・蔓草の管理を行い、継続して顕示させることに努める必要がある。山頂本丸下の帯曲輪、三の丸については、本丸、二の丸に比べて利用頻度は下がるものの、散策やトレッキングなど、地元の利用者が多いことから、本丸、二の丸に次いで保存管理を徹底すべき場所と考える。換言すれば、帯曲輪や三の丸については、市外の利用者があまり行かないということでもあり、今後、PRが必要な箇所といえる。また、二の丸と三の丸は、石垣修復工事時は、重機等の往還路となることから、期間中の史跡の保全、史跡来訪者の安全管理も徹底しなければならない。



天守台下の帯曲輪

### （2）山腹エリア

#### A. 歴史的道（七曲り道・中世遺構散策コース・中世登城道・近世搦め手道）

城跡西側の七曲り道は、山麓と山上を繋ぐ近世村上城の大手道の遺構であり、現在も登山道として利用されている。したがって、山頂の本丸と二の丸同様に保存管理の中心となる箇所である。特に七曲り道では、表土の流失から遺構を保護するために、平成14・15年（2002・03）に施した自然土舗装が、経年の劣化などによって破損が生じ、歩きにくい箇所が存在することから、修復する必要がある。また、七曲り道の山側の法面の随所に土砂の流出や崩落も発生していることから、被害の拡大防止に努めることも必要である。さらに、木製、コンクリート製の手摺りなども老朽化している。これらのことから、七曲り道については、安全優先の保存管理を行う必要がある。



七曲り登城道下法面の崩落

山頂エリアに比べ、利用される頻度は減るが、平成14年（2002）開設の城跡東側の中世遺構散策コースについては、七曲り道の自然土舗装同様、経年による階段の形状劣化、路肩の崩落などが発生している。中世遺構散策コースは、近世の搦め手道と重なる部分があるが、腰曲輪内など、中世に使用されていたと考えられる道をそのまま開放している部分もあるため、遺構保護と安全面の両方の観点から保存管理していく必要がある。

国道7号側から進入する近世搦め手道は、現在、未整備で開放はしていない。ただ、搦め手道中の田口中門跡石垣は大きく崩壊、放置されており、坂中門跡石垣も築石が抜け、金属ネットフェンスで養生した状態である。さらに、搦め手道と二の丸を繋ぐ東門跡石垣も大きく崩れている。これらの石垣については、東門跡石垣以外は石垣詳細調査（石垣カルテ作成）が未実施であることから、まず、早期に現況を把握し、保護の対応を行わなければならない。



雨水による登城道の洗掘（本丸下）



七曲り道のコンクリート製手摺りの傾斜



中世遺構散策コース上の幹折れ



崩壊した田口中門跡石垣

## B. 山腹城郭遺構群（竪堀・柵形虎口・腰曲輪・井戸ほか）

城跡東側の、中世を主体とする遺構群については、中世遺構散策コース上の腰曲輪などの一部を除き未整備・未開放であるが残存状況は良好である。しかし、中世と近世の遺構が渾然一体として残ることが、村上城跡の史跡指定理由のひとつとして挙げられていることから、早晩、樹木管理などを行い、安全にも配慮した見学ルートを開設しなければならない。

## （3）山麓エリア

### A. 藩主居館跡（城山児童公園・県立村上桜ヶ丘高校農業実習地・村上城跡保存育英会事務所ほか）

藩主居館跡は、虎口でもある一文字門跡枳形内部なども含めて城山児童公園・県立村上桜ヶ丘高校農業実習地などに跨り、史跡未指定の民有地などを合わせ、その全体面積は約 17,500 ㎡と広大である。うち、史跡指定面積は約 13,300 ㎡で、その中の約 8,600 ㎡が、民有地・県有地などの未買収の地であり、史跡未指定部分も含め、今後の保存管理や整備上の問題となるものと思われる。堀も埋め立てられ、登城道入口付近の一文字門に付随した石垣が若干残るだけで、藩主居館跡の名残りを留めていない。そのため、児童公園が、しばしば市内の児童・生徒等の遠足などの際の昼食休憩所として利用されるほかは、全体的に利用は少ない。一文字門跡石垣に載る村上城跡保存育英会事務所と平和観音像にそれぞれ老朽化と腐食が進行していることも保存管理上の問題である。残っている一文字門跡石垣にも築石の落下が見られ、現在は鉄柵によって近接を規制している。藩主居館跡周辺は、「史跡未指定地の存在」「土地公有化問題」「児童公園としての性格」「育英会事務所と平和観音像の存在」「生活権に係る一般住宅の存在」など、今後の保存と活用、ひいては整備上、複数の複雑な要素が介在するため、最も慎重な検討が必要な箇所と思われる。

#### B. 大山祇神社周辺

大山祇神社周辺は村上城跡保存育英会の所有地となっている。国道 7 号に近いこともあり、付近には店舗・住宅が存在する。大山祇神社周辺を含め、間伐が行われてこなかったことから、植林されたスギが細く伸びたため、風雪により、しばしば倒木が発生し、周辺店舗にも被害を与えた経緯がある。倒木に伴う根返りによって、田口曲輪跡がたびたび毀損することもあった。更に、大山祇神社の社殿や鳥居などの付帯施設、近接する住宅にも倒木するおそれがあったため、近年は、定期的な伐採を行っている。今後も、必要に応じた樹木の伐採などを中心とした保存管理を行う必要がある。

### (4) 市街地エリア

#### A. 寺社地区（光徳寺・藤基神社）

光徳寺・藤基神社ともに、これまで境内などにおいて、施設の修繕や改修、バリアフリー化などに伴う現状変更申請が正式な手続きに則って行われてきた。しかし、現状変更許可が下りるまでに時間を要し、予定された仏事や神事、記念事業等の開催時期にも影響することもあるため、宗教活動に関連する真に必要な現状変更で、内容の軽微なものについては、その取扱い方針と取扱い基準を再検討することも必要と考える。



左：藤基神社階段の手摺りの設置

右：内藤家村上立藩 300 周年記念事業で復元された青銅大燈籠

令和 2 年（2020）

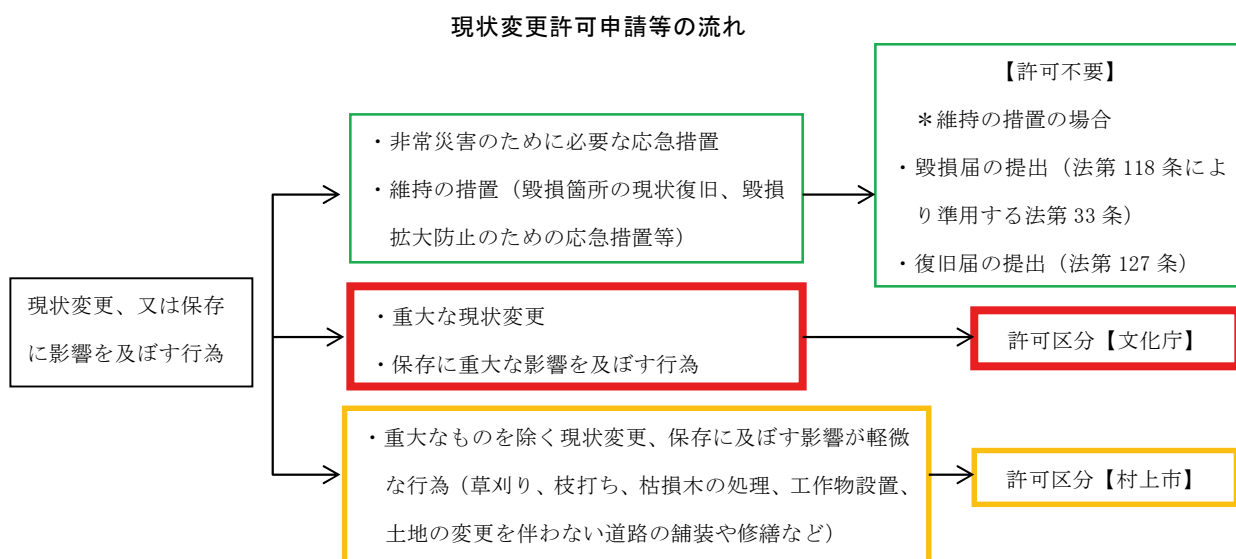
〈藤基神社〉

## B. 下渡門地区

下渡門跡は、市内に残存する城下唯一の門跡である。住宅1軒と、市道部分も含めて史跡指定地となっている。このため、公益上や安全管理上必要な措置、居住者の生活権等に配慮した現状変更等の取り扱い方針とその基準の再検討を行い、明確にし、適切に運用する必要がある。

### 第3節 現状変更等の取扱い方針・取扱い基準

史跡の保存を確実なものとするため、文化財保護法（以下「法」）第125条では、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」を除き、文化庁長官の許可（行為者が国の機関の場合は文化庁長官の同意「法第168条」）を受けなければならないと定められている。非常災害のために必要な応急措置を除き、文化庁長官への許可申請が不要となる維持の措置の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に定められている。また、史跡の現状変更、又は史跡の保存に影響を及ぼす行為のうち、重大なものを除いた文化庁長官の権限に属する事務は、法第184条により都道府県又は市の教育委員会が行うことができるようになっており、その範囲については、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている（史跡村上城跡については村上市教育委員会が行う）。



史跡村上城跡における現状変更等の取り扱い方針、取扱い基準については、過去の現状変更の事例、事由、頻度、史跡指定時からの状況変化、住宅地・寺社地・道路などが指定地内に入り交じるそれぞれの地区ごとの複雑な立地上の性格などに一定の配慮を行った上で決定する必要があるものと思われる。



1. 過去の現状変更許可申請等一覧（第45図参照） 第49表 過去の現状変更許可申請等一覧

No.	年度	大区分	小区分	内容	申請者	事由	許可区分
1	平成6年度	市街地	下渡門地区	新潟県職員寮跡地での擁壁、ガードレール設置	新潟県	E	文化庁
2	〃	山頂	本丸・二の丸・三の丸	標柱設置	村上市	B	文化庁
3	〃	山麓	藩主居館跡	公衆トイレ改修	村上市	B	文化庁
4	平成11年度	山頂	三の丸	鞠櫓跡石垣修復工事に係る発掘調査	村上市	A	文化庁
5	平成12年度	山麓	大山祇神社周辺	大山祇神社境内の鳥居、燈籠の設置	大山祇神社	B	文化庁
6	〃	山麓	大山祇神社周辺	大山祇神社内の狛犬の設置	大山祇神社	B	文化庁
7	〃	市街地	寺社地区	光徳寺落縁の設置、排水溝改修	光徳寺	B	文化庁
8	〃	山頂	三の丸	玉櫓跡発掘、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
9	平成13年度	市街地	寺社地区	光徳寺庭園改修	光徳寺	B	文化庁
10	〃	山頂	三の丸	玉櫓跡石垣修復工事等	村上市	A	文化庁
11	〃	山腹	歴史的道	七曲り道落石防止金属フェンス設置	村上市	E	文化庁
12	〃	山麓	藩主居館跡	史跡整備に係る確認調査	村上市	F	文化庁
13	平成14年度	山頂	二の丸	御鐘門跡下発掘、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
14	〃	山腹	歴史的道	七曲り道自然土舗装工事	村上市	A	文化庁
15	〃	山腹	歴史的道	中世遺構散策コース開設	村上市	B	文化庁
16	〃	山麓	大山祇神社周辺	大山祇神社内の鳥居の設置	大山祇神社	B	文化庁
17	平成15年度	山頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
18	〃	山腹	歴史的道	七曲り道自然土舗装工事	村上市	A	文化庁
19	平成16年度	山頂	本丸	出櫓跡石垣修復工事	村上市	A	文化庁
20	〃	山腹 山麓 市街地	山腹城郭遺構群 藩主居館跡 下渡門地区	史跡整備に係る確認調査	村上市	F	文化庁
21	平成17年度	山頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
22	〃	市街地	寺社地区	光徳寺山号石柱設置	光徳寺	B	文化庁
23	〃	山腹	山腹城郭遺構群	井戸の安全柵、標柱設置	村上市	A.B	村上市
24	平成18年度	山頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
25	平成19年度	山頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
26	〃	山腹	歴史的道	中世遺構散策コース坂中門跡落石防止金属フェンス設置	村上市	E	村上市
27	平成20年度	山頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁

No.	年度	大区分	小区分	内容	申請者	事由	許可区分
28	平成 20 年度	市街地	寺社地区	腐朽した鳥居の撤去、交換	光徳寺	E	文化庁
29	〃	山 頂	三の丸	老朽化した無線中継局の撤去	東北電力	H	文化庁
30	〃	山 腹 山 腹	歴史的道 山腹城郭遺構群	強風雪が原因の倒木と根返りによる遺構毀損箇所の仮養生	村上市	C	毀損届
31	平成 21 年度	山 頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
32	平成 22 年度	山 頂	本丸	出櫓跡発掘調査、石垣修復工事	村上市	A	文化庁
33	〃	市街地	寺社地区	藤基神社社殿源氏塀の建替え	藤基神社	E	文化庁
34	〃	市街地	寺社地区	藤基神社境内井戸屋の雪による倒壊、復旧	藤基神社	C	毀損届
35	平成 23 年度	山 腹	歴史的道	新潟福島豪雨による中世遺構散策コースの路肩毀損箇所仮養生	村上市	C	毀損届
36	〃	山 頂	本丸	出櫓跡石垣修復工事	村上市	A	文化庁
37	平成 24 年度	山 頂	本丸	出櫓跡石垣修復工事	村上市	A	文化庁
38	〃	山 麓	藩主居館跡	児童公園の園路整備(敷砂利等)	村上市	B	文化庁
39	平成 25 年度	山 頂	本丸	出櫓跡石垣修復工事	村上市	A	文化庁
40	〃	山 頂	二の丸	落石防止金属ネット設置	村上市	E	文化庁
41	平成 26 年度	山 頂	本丸	出櫓跡石垣修復工事、黒門跡石垣修復に係る発掘調査	村上市	A	文化庁
42	〃	山 麓	藩主居館跡	下水道工事	村上市	G	文化庁
43	平成 27 年度	山 頂	本丸	出櫓跡石垣修復工事、黒門跡発掘調査	村上市	A	文化庁
44	〃	市街地	寺社地区	藤基神社境内の燈籠、手摺設置	藤基神社	B	文化庁
45	〃	市街地	下渡門地区	東北電力構内工事用の大型車両通行のための仮設路面盛土	東北電力	I	文化庁
46	〃	山 麓	藩主居館跡	県立高校農業実習地老朽化建屋撤去	新潟県	H	文化庁
47	〃	山 麓	大山祇神社周辺	倒木のおそれのある樹木伐採	村上市	D	村上市
48	〃	山 麓	大山祇神社周辺	森林法の規定による樹木伐採後の植栽	村上市	I	文化庁
49	平成 28 年度	山 頂	本丸	黒門跡の発掘調査及び黒門跡石垣修復のための準備工等	村上市	A	文化庁
50	〃	山 麓	藩主居館跡	一文字門跡落石防護柵設置	村上市	E	文化庁
51	〃	市街地	寺社地区	光徳寺参道、側溝改修	光徳寺	B	文化庁
52	平成 29 年度	山 麓	藩主居館跡	児童公園の老朽化遊具等撤去	村上市	E	村上市

No.	年度	大区分	小区分	内容	申請者	事由	許可区分
53	平成 29 年度	山 頂	本丸	黒門跡の発掘調査及び黒門跡石垣修復のための準備工	村上市	A	文化庁
54	〃	山 麓	大山祇神社周辺	倒木のおそれのある樹木伐採	村上市	E	村上市
55	〃	山 麓	大山祇神社周辺	森林法の規定による樹木伐採後の植栽	村上市	I	文化庁
56	〃	市街地	寺社地区	藤基神社土塁裾部の毀損	村上市	C	毀損届
57	平成 30 年度	市街地	下渡門地区	路面アスファルト修繕	村上市	G	村上市
58	〃	市街地	寺社地区	光徳寺参道竹垣の交換	光徳寺	H	文化庁
59	〃	山 頂	本丸	黒門跡の発掘調査及び黒門跡石垣修復のための準備工	村上市	A	文化庁
60	〃	山 麓	大山祇神社周辺 藩主居館跡付近	倒木のおそれのある樹木伐採	村上市	D	村上市
61	〃	山 腹	歴史的道	石垣抑え盛土流出箇所仮養生	村上市	C	毀損届
62	〃	山 腹	歴史的道	七曲り道下法面崩落箇所仮養生	村上市	C	毀損届
63	〃	山 腹	歴史的道	七曲り道下法面崩落仮養生	村上市	C	復旧届
64	〃	山 麓	藩主居館跡	児童公園のブロック壁撤去	村上市	E	村上市
65	平成 31 年度	山 麓	藩主居館跡	近接防止柵固定のためのアンカー打設 (～令和元年)	村上市	E	文化庁
66	令和元年度	山 頂 山 腹	本丸 歴史的道	黒門跡発掘調査 七曲り道下崩落面修繕と発掘	村上市	A	文化庁

\*令和元年（2019）分まで記載

【事由区分】

A. 本質的価値の保存修理 B. 活用のための整備 C. 毀損への対応 D. 毀損未然防止  
E. 安全対策 F. 新たな本質的価値の調査 G. 維持管理 H. 環境整備 I. その他

【地区別件数】

山頂地区（本丸、二の丸、三の丸） 24 件／  
藩主居館跡周辺（城山児童公園、県立村上桜ヶ丘高校農業実習地ほか） 11 件／  
歴史的道（七曲り道、中世遺構散策コースほか） 11 件／大山祇神社周辺 8 件／  
光徳寺 6 件／藤基神社 4 件／下渡門地区 4 件／山腹城郭遺構群 3 件

[全体 71 件]

\*発掘調査や樹木伐採などは複数地区で実施しているため、66 件以上となっている。

【事由別件数】

本質的価値の保護修理 24 件／活用のための整備 13 件／安全対策 11 件／  
毀損への対応 7 件／環境整備 3 件／ 毀損未然防止 2 件／  
新たな本質的価値の調査 2 件／維持管理 2 件／その他 2 件

[全体 66 件]

## 2. 地区別の現状変更等の取扱い方針・取扱い基準（第 45 図参照）

### （1）山頂エリア [本丸/二の丸/三の丸/帯曲輪共通]

（第 50 表）

対象	要素	許可区分
石垣	石垣の保存管理に真に必要な以下の措置以外認めない。	
	修復（解体・積み直し）	文化庁
	補強（詰め石補充・金属器具等による緊結・樹脂系接着剤等による接合等）。	文化庁
	落石防止フェンス、落石防止ネット等の設置や交換。	文化庁
	石垣面の実生木、蔓草の芟除、苔・地衣類の除去。	許可不要
	移動量調査、測量、クラックゲージ等による簡易計測。	許可不要
登城道	（新設）原則認めない。史跡整備・毀損箇所等の復旧・安全管理上必要な仮設道路等の設置は土地形状の変更を伴わない場合に限り認める。	文化庁
	（改良・修復）既存の四ツ門から天守跡までの登城道については、遺構への影響がなく、景観への配慮がなされる場合以外は認めない。	文化庁
礎石	樹脂系接着剤等による接合、風化防止剤などの塗布は色調に配慮した上で認める。	文化庁
発掘調査	史跡整備、毀損箇所の修理、石垣修復等のための措置に必要な最小限の調査以外は認めない。	文化庁
建築物	設置は原則として認めない。	文化庁
工作物	（新設）史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要なもの以外は認めない。	文化庁
	（改修）史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要なもの以外は認めない。	
	（撤去）遺構の保存に影響がない場合は認める。	
園路	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要で、土地形状の変更を伴わない場合以外は認めない。	文化庁
樹木の伐採	森林法第 34 条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合は認める。	村上市
樹木の伐根	史跡の保存管理上必要な場合以外認めない。	文化庁
樹木の枝打ち	史跡の保存に影響のない限り認める。	許可不要
植栽	森林法第 34 条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合で、遺構の保存に支障がない場合以外認めない。	文化庁

対象	要素	許可区分
土地形状	改変は、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合以外は認めない。	文化庁
埋設物	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理・維持の措置など必要な場合以外、新設は認めない。	文化庁 村上市
防災・安全対策	非常災害発生に対応するための応急的措置をとる場合は許可申請は要しない。防災・減災・人命に係り、事前に必要な措置であり、遺構等への影響が軽微で、景観保全へ配慮がなされる場合は認める。	文化庁
バリアフリー	遺構への影響が軽微なもので、景観に配慮したものについては、将来的に措置を認めることができる。	文化庁

(2) 山腹エリア [七曲り道/中世遺構散策コース/搦め手道/山腹城郭遺構群共通] (第51表)

対象	要素	許可区分
石垣	石垣の保存管理に真に必要な以下の措置以外認めない。	
	修復（解体・積み直し）	文化庁
	補強（詰め石補充・金属器具等による緊結・樹脂系接着剤等による接合等）。	文化庁
	落石防止フェンス、落石防止ネット等の設置や交換。	文化庁
	石垣面の実生木、蔓草の芟除、苔・地衣類の除去。	許可不要
	移動量調査、測量、クラックゲージ等による簡易計測。	許可不要
登城道	（新設）遺構に影響を及ぼさない工法による史跡整備に必要なもの以外は認めない。	文化庁
	（改良・修復）既存の「七曲り道」「中世遺構散策コース」については、遺構への影響がなく、景観への配慮がなされる場合以外は認めない。	文化庁
礎石	樹脂系接着剤等による接合、風化防止剤などの塗布は色調に配慮した上で認める。	文化庁
発掘調査	史跡整備、毀損箇所の修理、石垣修復等のための措置に必要な最小限の調査以外は認めない。	文化庁
建築物	設置は原則として認めない。	文化庁
工作物	（新設）史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要なもの以外は認めない。	文化庁
	（改修）史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要なものは認める。	
	（撤去）遺構の保存に影響がない場合は認める。	

対象	要素	許可区分
園路	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要で、土地形状の変更を伴わない場合以外は認めない。	文化庁
樹木の伐採	森林法第 34 条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合は認める。	文化庁 村上市
樹木の伐根	史跡の保存管理上必要な場合以外認めない。	文化庁
樹木の枝打ち	史跡の保存に影響のない限り認める。	許可不要
植栽	森林法第 34 条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合で、遺構の保存に支障がない場合以外認めない。	文化庁
土地形状	改変は、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合以外は認めない。	文化庁
埋設物	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理・維持の措置など必要な場合以外、新設は認めない。	文化庁 村上市
防災・安全対策	非常災害発生に対応するための応急的措置をとる場合は許可申請は要しない。防災・減災・人命に係り、事前に必要な措置であり、遺構等への影響が軽微で、景観保全へ配慮がなされる場合は認める。	文化庁
バリアフリー	遺構への影響が軽微なもので、景観に配慮したものについては、将来的に措置を認めることができる。	文化庁

(3) 山麓エリア [藩主居館跡/大山祇神社周辺共通]

(第 52 表)

対象	要素	許可区分
石垣	石垣の保存管理に真に必要な以下の措置以外認めない。	
	修復（解体・積み直し）	文化庁
	補強（詰め石補充・金属器具等による緊結・樹脂系接着剤等による接合等）。	文化庁
	落石防止フェンス、落石防止ネット等の設置や交換。	文化庁
	石垣面の実生木、蔓草の芟除、苔・地衣類の除去。	許可不要
登城道	移動量調査、測量、クラックゲージ等による簡易計測。	許可不要
	(新設) 遺構に影響を及ぼさない工法による史跡整備に必要なもの以外は認めない。	文化庁
礎石	(改良・修復) 整備後の新道について、遺構への影響がなく、景観への配慮がなされる場合に限り認める。	文化庁
	樹脂系接着剤等による接合、風化防止剤などの塗布は色調に配慮した上で認める。	文化庁

対象	要素	許可区分
発掘調査	史跡整備、毀損箇所の修理、石垣修復等のための措置に必要な最小限の調査以外は認めない。	文化庁
建築物	設置は原則として認めない。ただし、遺構に影響を与えず、景観に配慮した活用のための整備に有効と思われる復元建物などについては、調整の上、認める場合がある。	文化庁
工作物	(新設) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要なもの以外は認めない。 (改修) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理・公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。 (撤去) 遺構の保存に影響がない場合は認める。	文化庁
園路	遺構に影響を及ぼさない工法による、整備に必要なもの以外は認めない。	文化庁
樹木の伐採	森林法第34条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理・公益上必要な措置、生活権に密接する措置で、必要な場合は認める。	村上市
樹木の伐根	史跡の保存管理や安全管理上必要な場合、公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。	文化庁
樹木の枝打ち	史跡の保存に影響のない限り認める。	許可不要
植栽	森林法第34条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合で、遺構の保存に支障がない場合以外認めない。	文化庁
土地形状	改変は、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理・公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。	文化庁
道路	(新設) 原則認めない。	—
	(舗装) 既設の未舗装の道路の舗装は、新たな土地形状の変更を伴わない場合に認める。 (修繕) 既設の舗装、未舗装の道路の修繕は、新たな土地形状の変更を伴わない場合に認める。	村上市
埋設物	(新設) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合、公益上必要な措置、生活権に密接する措置以外は認めない。 (改修) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合、公益上必要な措置、生活権に密接する措置以外は認めない。 (除却) 遺構の保存に影響がない場合は認める。	文化庁 村上市

対象	要素	許可区分
住宅	(新築) 原則として認めない。 (増改築・改修) 正当な理由を有する居住者の生活権に密接する必要な措置で、遺構への影響が軽微かつ景観に配慮したものについては認める。 (除却) 認める。	文化庁
	(その他) 遺構への影響がない簡易工作物の設置・改修・除却、樹木伐採、花卉等の植栽については個別協議の上で決定する。	文化庁 村上市
寺社関係	(施設の新築、増築) 敷地内での燈籠、鳥居などの施設の新築・増築は、宗教活動に係り、遺構への影響が軽微かつ景観に配慮したものについて認める。	文化庁
	(工作物) 宗教活動に係り、遺構に影響を与えない簡易な工作物の設置・改修・除却等については認める。	村上市
	(その他) 参道の改修・側溝の浚渫・小規模施設修繕、樹木の伐採、植栽等については、個別協議の上で決定する。	文化庁
畑地	(通常の播種、耕作) 許可を要さない。	許可不要
	(工作物の設置等、耕作等に必要な措置) 遺構に影響を与えない場合は認める。	村上市
防災・安全対策	非常災害発生に対応するための応急的措置をとる場合は許可申請は要しない。防災・減災・人命に係り、事前に必要な措置であり、遺構等への影響が軽微で、景観保全へ配慮がなされる場合は認める。	文化庁
バリアフリー	遺構への影響が軽微なもので、景観に配慮したものについては、将来的に措置を認めることができる。	文化庁

(4) 市街地エリア[寺社地区(光徳寺・藤基神社)/下渡門地区共通]

(第53表)

対象	要素	許可区分
石垣	石垣の保存管理に真に必要な以下の措置以外認めない。	
	修復(解体・積み直し)	文化庁
	補強(詰め石補充・金属器具等による緊結・樹脂系接着剤等による接合等)。	文化庁
	落石防止フェンス、落石防止ネット等の設置や交換。	文化庁
	石垣面の実生木、蔓草の芟除、苔・地衣類の除去。	許可不要
	移動量調査、測量、クラックゲージ等による簡易計測。	許可不要
発掘調査	史跡整備、毀損箇所の修理、石垣修復等のための措置に必要な最小限の調査以外は認めない。	文化庁
建築物	設置は原則として認めない。	文化庁



対象	要素	許可区分
工作物	(新設) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理、公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。 (改修) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理、公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。 (撤去) 遺構の保存に影響がない場合は認める。	文化庁
園路	史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要で、土地形状の変更を伴わない場合以外は認めない。	文化庁
樹木の伐採	森林法第 34 条の適応によるものや、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理、公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。	村上市
樹木の伐根	森林法第 34 条の適応によるものや、史跡の保存管理上必要な場合、安全管理上必要な場合、公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。	文化庁
樹木の枝打ち	史跡の保存に影響のない限り認める。	許可不要
植栽	遺構の保存に支障がない限り認める。	文化庁
土地形状	改変は、史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理・公益上必要な措置、生活権に密接する措置については認める。	文化庁
道路	(新設) 原則認めない。	文化庁
	(舗装) 既設の未舗装の道路の舗装は、新たな土地形状の変更を伴わない場合に認める。 (修繕) 既設の舗装、未舗装の道路の修繕は、新たな土地形状の変更を伴わない場合に認める。	村上市
埋設物	(新設) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合、公益上必要な措置、生活権に密接する措置以外は認めない。 (改修) 史跡の保存管理・活用・整備・環境保全・安全管理上必要な場合、公益上必要な措置、生活権に密接する措置以外は認めない。 (除却) 遺構の保存に影響がない場合は認める。	文化庁 村上市
住宅	(新築) 正当な理由を有する居住者の生活権に密接する必要な措置で、遺構への影響が軽微かつ景観に配慮したものについては認める。 (増改築・改修) 工作物設置など正当な理由を有する居住者の生活権に密接する必要な措置で、遺構への影響が軽微かつ景観に配慮したものについては認める。 (除却) 認める。	文化庁

対象	要素	許可区分
住宅	(その他) 遺構への影響がない簡易な工作物の設置・改修・除却、樹木の伐採、植栽等については、許可申請を要しない。	—
寺社関係	(施設の新築、増築) 敷地内での燈籠、鳥居などの施設の新築・増築は、宗教活動に係り、遺構への影響が軽微かつ景観に配慮したものについて認める。	文化庁
	(工作物) 宗教活動に係り、遺構に影響を与えない簡易な工作物の設置・移動・改修・除却等については認める。	村上市
	(その他) 参道や墓所などの改修・側溝の浚渫・小規模施設修繕、樹木の伐採、植栽等については、遺構と景観に影響のない限り、許可申請を要しない。	—
防災・安全対策	非常災害発生に対応するための応急的措置をとる場合は許可申請は要しない。防災・減災・人命に係り、事前に必要な措置であり、遺構等への影響が軽微で、景観保全へ配慮がなされる場合は認める。	文化庁

[付記] この基準に定めのない現状変更行為については、別途、管理団体と文化庁との協議の上で取り扱いを決定する。

過年度の現状変更許可申請の例

( ) 内は許可区分



下渡門跡路面再舗装

史跡指定地 要現状変更許可申請 (村上市)



光徳寺参道竹垣の交換

史跡指定地 要現状変更許可申請 (文化庁)



田口曲輪跡樹木伐採

史跡指定地 要現状変更許可申請 (村上市)



育英会事務所前の下水管理設

史跡指定地 要現状変更許可申請 (文化庁)

## 第4節 史跡未指定地の取扱い方針（第46図参照）

臥牛山麓東側一帯は、近世の武家地であった旧田口曲輪に相当する。旧田口曲輪の中には、多くの民有地が入り混じり、その民有地のほとんどすべてで、当初の国史跡指定への同意が得られず、現在は史跡未指定地となっている。また、国道7号に近接し、利便性の良い場所であるため、開発が絶えず、工場や店舗となっている部分が多い。史跡未指定範囲の中にも、曲輪の形状が良好に残る部分もあるため、将来の村上天跡の追加指定の重要候補地として位置付けられる。そのため地権者には、当該箇所の重要性と埋蔵文化財包蔵地であること、さらに、開発などの際の所用の手続きを周知徹底する。そして、開発が行われる場合、遺構への影響が最小限となるよう地権者や事業者へ、理解と協力を求める。

臥牛山麓北東側の史跡未指定の民有地からは、過去の開発に伴う確認調査、工事立ち会いなどで1～2段の低い石垣列が検出されている。トレンチからの部分的な出土であったため、全体像は詳らかでないが、記録からは、山上の村上天跡の石垣より加工が粗く、野面積みのやや古い様相を呈していたことが看取できる。遺物も、播鉢や甕類などの中世陶器などに交じり17世紀前半の什器が出土していることから、中世から近世の早い段階の遺構であることが推定できる。また、石垣以外に、樋状の遺構や、柱穴なども検出されており、当該地が、上記の臥牛山麓東側と同様、旧田口曲輪の土屋敷の一角であった可能性が考えられ、やはり、周知の遺跡「村上天跡」としての取扱いをしている。幸い、石垣は破壊されず、現在は埋め戻されて遊興施設駐車場跡や荒蕪地となっているが、この臥牛山麓北東側についても、将来の村上天跡の追加指定の重要候補地として位置付けている。

二之町地区の一部は、かつての藩主居館跡で、全体で約17,500㎡の広さを有し、村上市有地、新潟県有地を主体とする全体のおよそ3/4の約13,300㎡が史跡指定地となっている。残余部分は、すべて民有地であり、現在も、堀を埋め立てた市道に面し、土塁を削平した旧居館跡縁辺を中心に住宅やアパートなどが立ち並んでいる。史跡未指定地は、やはり周知の遺跡「村上天跡」となっているが、国道7号沿いの田口地区と異なり、第1種低層住居専用地域であり、村上市景観計画区域でもあることから、静かな住宅地となっている。開発行為は比較的少ないものの、居館周辺の整備を考えた場合、二之町地区の当該箇所も村上天跡の追加指定の重要候補地として位置付けたい。

現在、開発行為に対しての史跡未指定部分の田口地区、二之町地区、三之町地区については、周知の遺跡「村上天跡」としての取扱いがされており、民間の開発行為に対しては文化財保護法第93条による届出と発掘調査の対象範囲となっている。

## 第5節 追加指定と公有化

村上天跡の国史跡指定化への地権者との交渉は、平成3年（1991）頃から行われてきた。平成5年（1993）6月8日、田口地区や二之町地区などの一部の同意を得られなかった箇所を除き、村上天跡は国指定史跡となった。しかし、既に、初回交渉から約30年が経過し、不同意であった地権者の世代交代や転居等による無住化の進行、県立村上桜ヶ丘高校農業

実習地などに見られる土地利用状況の変化などから、追加指定への再交渉、公有化（用地取得）の再検討を行う時機が到来しているものと考えられる。



田口地区（史跡未指定地）  
左半の駐車場が旧田口曲輪で右は国道7号



田口地区（史跡未指定地）での埋蔵文化財包蔵地としての確認調査風景



県立高校農業実習地（史跡指定地／未取得）  
教育課程の見直しにより、現在、広大な土地はほとんど使用されていない。



下渡門跡の石垣上に建つ家屋（史跡未指定地）  
現在は無人となっている。

## 第7章 活用の方向性と方法

### 第1節 活用の方向性

基本方針を踏まえ、村上天跡のこれからの活用について考える場合、柱となる3つの方向性をあげることができる。

1点目は、学びの場として活用することが、将来的に継続性のある史跡保護につながるということである。地域の宝である村上天跡の価値を最大限に活かし、本城跡を学校教育・生涯学習の学びの場として活用すること、具体的には歴史講座・シンポジウムや出前授業・校外授業により、村上天跡の価値とその大切さを市民に正確に伝えることは、郷土に対する誇りや愛着心、保護意識の涵養に繋がり、地域にとって必要な、次代を担う人づくりに裨益するものと思われる。

2点目は、村上天跡と旧城下に広がる歴史的遺産、文化財を総合的に結び付けた活用を図ることである。市内には村上天主と関係の深い神社仏閣、家臣の住まいであった武家住宅、そして、その周りに広がる町屋が現在も残っており、さらに、そこに暮らしてきた人々が近世から培ってきた村上天祭などの生活に密着した伝統行事も脈々と受け継がれている。これらの歴史的遺産や生活文化などを総合的に結び付けて、本城跡を地域づくりの中心に据えた活用を図る。

3点目は、市内外からの利用者が、遺構などの歴史的景観、恵まれた自然環境の双方を共有し、楽しみ、憩うことのできる場としての活用を図ることである。

市外からの来訪者は、村上天跡を有名な歴史遺産、または観光名所として捉えて訪れる。これに対して、市民は、日頃、村上天跡を、健康づくりの場、自然と触れ合う場、社交の場などとして利用する機会が多い。

すなわち、村上天跡が有する価値の多様性が、数多くの人々を引き付ける要因となっていると考えられる。そのため、貴重な文化財の保存と、観光資源や市民の普段使いの場としての環境整備を併存させながら、多様なニーズに応じた活用を図ることが重要である。

### 第2節 活用の方法

#### 1. 学校教育における活用

将来の史跡の保全・維持管理を担う小中学校の児童・生徒が村上天跡を理解し、かつ、愛着が持てるよう、行政の担当職員や郷土史家による出前授業や、実際に村上天跡に訪れて学ぶ校外授業を学校の郷土学習に組み込むことを検討する。その際、児童・生徒の理解の手助けになるよう村上天跡のワークシートや利用の手引き等の資料を作成する。

また、授業で使用される社会科学習の副読本への掲載についても、情報を提供できるように学校と連携を図る。そして、学校教育における積極的な活用が進められるよう、以上の

ような取り組みに対して支援・協力を充実させる。

さらに、普段から児童・生徒に接し指導する立場である学校教員に対しても、本城跡の本質的価値をレクチャーする機会を設けることにより、現カリキュラムとの相乗効果を目指す。

具体的内容としては、本城跡のお城としての造り（曲輪・石垣・その他遺構）や歴代城主について学習するほかに、村上城の麓に城下町が形成され、その中で鮭文化・村上堆朱・村上祭など現在の村上市を特徴付ける文化が生み出されてきたことなど、現在の生活に村上城跡が深く関わっていることを伝えること、気付かせることが大切である。その結果、児童・生徒にとって、村上城跡がより身近に感じられることになり、それが郷土愛の醸成、村上城跡の適切な保存、活用、整備に取り組む意識の高揚に繋がっていくものと思われる。

大学等の研究・教育機関については現在まで連携は図られていないが、現在、唯一新潟県内で石垣修復を行っている近世城郭の村上城跡として、今後は関係機関との連携・協力を模索する。具体的には、本城跡の歴史的背景や文献史学及び考古学的成果を共有することにより、大学の歴史教育プログラムとの相乗効果を図り、専門性の高い研究者の育成を行う。また、村上城跡に関する研究の深化と、県民へのアピール効果が期待される新潟県立歴史博物館との連携のあり方を検討する。

## 2. 生涯学習における活用

村上市民にとって、村上城跡は歴史的アイデンティティを形作る重要な要因の一つであり、その関心も高い。そのため、これまで好評を得ている村上城跡を題材とした行政出前講座、村上市郷土資料館や村上歴史文化館等での企画展、講演・シンポジウムの開催などに重点を置く。また、後述するように、郷土資料館等の周辺文化施設との連携をこれまで以上に強化し、入館者に村上城跡を知ってもらい、赴いてもらう工夫が必要である。

また、これまで発掘調査時には現地説明会を実施してきたが、今後はこれに加え、テーマを決めた城跡説明会などを定期的で開催し、多様な切り口で村上城跡を学ぶ機会を設け、活用を図る。その際、村上城跡単体だけではなく、広域な村上市内に分布する同時期の城館跡との関連性を歴史的背景の中でわかりやすく説明することにより\*1、村上市、新潟県（越後・佐渡）、そして、全国における村上城跡の特長、重要性を学べるよう努める。



村上城跡現地説明会（黒門跡/平成30年（2018））



村上城跡中世遺構見学会 令和2年（2020）

\*1 令和2年(2020)午後、初の試みで村上城跡東側斜面を中心に「中世遺構見学会」を開催した。非常に好評で、過去の「石垣修復工事見学会」「発掘調査現地説明会」よりも多くの人が集まり、村上城跡が有する価値の多様性を改めて感じさせられた。また、同日午前「史跡平林城跡現地説明会」を開催。村上城跡との相乗効果もあり、こちらも過去の平林城跡説明会で最高の人出となり、史跡間連携の試金石となった。

### 3. 地域における活用

これまで述べてきたように、村上城跡は「お城山」と呼ばれ、地域住民にとって親しみのある憩いの場となっている。第4章で触れた「お城山のことをいろんな人にもっと知ってもらいたい」「お城山にもっとたくさんの人に来てもらいたい」等の地元小学6年生の提案を具現化し、令和元年(2019)6月8日(村上城跡が国の史跡指定を受けた記念日)に「お城山フェスティバル」が開催された。フェスティバル当日は、村上城の巨大バルーンの設置、お城山でのハイキング、藩主居館跡での鍋調理などが行われ、多くの人で賑わい、改めて地域の良さや誇りを再認識する契機となった。今後も、地域住民やまちづくり協議会と連携した活用を実施する。実施にあたっては、一過性ではなく、規模は小さくても継続性のある事業を行う必要がある。例えば、地域住民や日常的な利用者を対象にした定期的な「お城山、いっせい清掃」の実施や、村上城の歴史を現地で学ぶ勉強会などの開催である。きれいに保たれた城跡でその自然的魅力を再確認し、歴史的背景を学ぶことは、地域の宝である「お城山」の価値の認識に繋がり、それは周辺地域から更に外部へ伝播する効果もあるものと思われる。過去実施の地域住民対象の村上城跡についての学習会では「身近過ぎて、村上城の歴史について、ほとんど知らなかった」「史跡であることを知らなかった」などという意見があった。

また、主にシニア世代を対象とした地域住民の城跡ガイドなどの育成を図ることで、彼らに活躍の機会を提供することも重要である。なお、現在行われているガイドによる説明は城下に限られているため、今後は城下だけではなく村上城跡の説明もできるガイドの養成が必要である。ガイドによる村上城跡についての説明は、市外からの来訪者へのサービスを向上させることはもちろん、地元の利用者の知識を更に深めることとなり、城下と城跡を一体とした地域における活用が図られ、第1章で述べた「村上市歴史的風致維持向上計画」との連携・整合にも繋がる。すなわち、村上城跡がもつ歴史的風致を最大限に活かした、点ではなく面としての広がりを持つ活用へと通じる。

以上、村上城跡を地域づくりの拠点と捉え、その活用についての継続的な活動が必要である。そして、その活動を行う上で重要となることは、行政がすべてを段取りし参加者を



春の本丸跡



お城山フェスティバルでの巨大バルーン設置

募るような行政主導型ではなく、行政がマネジメントしながら市民等を主役とした、市民の手による活用へのシフトである。そのためには、学校教育、生涯学習と連携した人づくり、地域づくりを行うことが有効である。

#### 4. 観光資源としての活用

村上天跡の利用者の半数以上は市外からの来訪者で、アンケート結果によれば、その目的は「続日本 100 名城であるから」、「歴史や城郭に興味があるから」「旅行のコースだから」という回答が多かった。また、同時に周辺の文化施設である村上市郷土資料館、重要文化財若林家住宅、村上天歴史文化館に立ち寄る利用者も多い。

村上天跡には、これまで、正規駐車場が付帯しておらず、城跡の登り口の前に僅か数台分のスペースがあるのみで、利用者にとっては不便であった。

しかし、平成 31 年（2019）、約 50 台が利用可能な駐車場が城跡の入口近くに新たに整備され、自家用車での個人レベルでの来訪が容易になり、城跡を紹介する大きな解説板も設置されたこともあり、利便性は格段に向上した。

しかし、駐車場周辺の市道は、城下町の名残りの小路が多く、大型バスが進入できず、団体での利用は少ない状況である。そのため、大型バスの駐車が可能な郷土資料館を結ぶ動線の設定を行うと同時に、村上天跡について学ぶために同館で村上天跡に関する展示の充実を図るなど、団体の観光客が城跡に出向くような工夫が必要である。

また、旧城下町である村上市街地には、全体的に、細く、入り組んだ道路が多く、「城跡への道順が分かりにくい」という市外からの来訪者の声も多いことから、要所に分かりやすい道標を設置していく必要があると思われる。

村上市では、第 4 章第 2 節で述べたように、春の「町屋の人形さま巡り」、夏の「村上天祭」、秋の「町屋の屏風まつり」と「宵の竹灯籠まつり」など、本城跡周辺では、様々な祭礼やイベントが開催され、多くの観光客で賑わいをみせている。これらは言うまでもなく、村上天がこの地にあり、その前面に城下町が発達したと無縁ではない。この点をしっかりとアピールし、本城跡を観光資源として積極的に活用することは重要であり、そのためには、市観光課や観光協会等の関係団体との連携は不可欠である。

村上市は平成の大合併によって広大な面積を有することとなり、市内には国史跡の村上天跡や平林城跡、県史跡の大葉沢城跡や馬場館跡など存在する。加えて、史跡未指定であるが、大川城跡、猿沢城跡、笹平城跡など、数多くの城館跡も分布する。いずれも戦国期に村上天跡と深い関わりがあったものであり、これらに関連付けたストーリー一作りによる活用を推進することが、人を呼び込むことに効果的であると考えられる。さらには、市域を超え、近隣市町村や近県の関連城跡と遺跡を結ぶ広域ネットワークの構築も有効と思われる。

このほか、村上天跡と関係の深い自治体や組織との交流や連携も、人の往来の活性化に繋がるものと思われる。自治体では、村上天へ入封又は村上天から転封となった大名ゆかりの地である姫路市、高崎市、福島県白河市、福井県鯖江市<sup>\*2</sup>などが想定される。組織では、公益財団法人日本城郭協会や全国山城サミット連絡協議会<sup>\*3</sup>などが想定される。



\*2 村上市は、旧村上藩主で、享保5年（1720）に越前鯖江に移封となった間部詮言の縁で、福井県鯖江市と姉妹都市の締結をしており、現在、両市の議会やスポーツを通じての交流があり、隔年ごとに双方の議員の訪問や競技大会が開催されている。しかし、直接、歴史や文化を通じた相互間交流は、これまで行われていない。

\*3 村上市では、村上城跡と平林城跡を以って加盟している。サミット開催の招致なども地域の知名度の向上や活性化、集客に繋がることと思われる。



史跡隣接の駐車場（平成31年完成／50台駐車可能）



駐車場内に新たに設置された史跡の解説板

## 5. 普及・啓発に必要な情報発信

村上城跡を知ってもらう、村上城跡に来てもらうための情報発信は、活用に向けての第一歩である。普及・啓発に必要な情報発信を充実させるために、これまでと同様にリーフレットやパンフレットの作成を定期的実施する。これまで作成した村上城跡のリーフレットは市民や市外からの来訪者に好評であり、今後も多様な切り口のものを作成することは、活用を行う際に有効である。

また、インターネット社会である現代において、ホームページやSNSの利用は情報発信において大きなウェイトを占めている。ホームページについては、単に村上城跡の歴史的背景や縄張りなどの説明を羅列するのではなく、一つの項目から利用者の疑問に応じていくつもの枝葉を設定することにより、村上城跡を調べる楽しさを実感できるような工夫を図る。

これらについては随時更新を行うとともに、村上城跡に対してどんなことが求められているのかを電子メール等を用いて意見収集し、社会が要請する城跡の在り方の把握に努め、適切な史跡保存を実践しつつ、今後の活用事業を推進する。



史跡村上城跡のリーフレット

左から、平成31年（2019）、平成28年（2016）、平成21年（2009）の作成



## 第8章 整備の方向性と方法

### 第1節 整備の方向性

史跡村上城跡は、先人達から現在の私たちへ500年以上連綿と引き継がれてきた掛け替えのない地域の歴史遺産である。次は、この遺産を私たちが将来へ良好な形で引き継いでいく番である。特に史跡の本質的価値を構成する諸要素については、確実に保存、継承していかなければならない。この本質的価値を保存するため、引き続き平成3年度（1991）策定の「お城山とその周辺整備計画」、平成9年度（1997）策定の「史跡村上城跡整備基本計画」の方針に基づき、必要な整備を継続していくものである。

しかし、最初の計画策定依頼、既に30年が経過し、社会環境や財政状況など、策定当時の地域を取り巻く状況と、現下の状況との間の変化も大きく、当初の計画が遅滞している。また、この保存活用計画策定中、策定後に新たに必要と認識された整備項目と合わせて効率的に実行に移すため、従来の整備計画の一部見直しも行う必要がある。

さらに、少子高齢化や人口流出により「地方の衰退」という言葉を頻りに耳にするようになったが、村上市も例外でなく、村上城跡が存する村上地区（旧村上市）では、人口のピークは昭和55年（1980）頃の33,510人であり、令和2年（2020）末では25,901人であることから、約23%の人口減少となっている。本来であれば膨大な時間と費用が必要とされる史跡整備についても、この状況の変化に即応すべく、本質的価値を正しく見極め、優先順位を定めて最も効果的な整備の手法とスケジュールを選択していかなければならない。

整備における第一義は、言うまでもなく史跡の本質的価値の保存である。次に重要な史跡の活用のための整備については、史跡の保存を前提としながら、「遠方から訪れる人」「そこに住まう人」「普段使いする人」など、様々な立場の人が、快適に史跡に触れ、史跡から学び、史跡と共存し、更には皆で自発的に守り立てていけるような充実したものを目指すべきと考える。

保存及び活用の両整備の過程において、その都度、石垣修復工事見学会、発掘調査現地説明会、中世遺構見学会、市民向けの公開講座、教育機関や観光部局等とも連携した屋外イベントを開催し、常に新しい情報の発信を行い、史跡に対する理解を深めてもらう機会を創出する。また、行政主導型から、住民、地元、ビジター参加型の整備を案出する。

### 第2節 整備の方法

#### 1. 本質的価値の保存のための整備の方法

##### （1）構成要素の状態把握

- ・日常的な観察と定期的な測量調査等により、各構成要素の毀損や状態変化の有無、その進行状況の把握に努める。

## (2) 本質的価値の保存のための適切な整備の実施

- ・観察や調査結果により、修理や補強が必要と判断された箇所に対する計画的な整備。
- ・策定から20年以上が経過する史跡村上城跡整備基本計画の見直し。
- ・石垣整備計画の策定。

## 2. 本質的価値の活用のための整備の方法

### (1) 本質的価値の普及、啓発、情報発信

- ・発掘調査や資料調査の結果、整備の成果等を反映させたリーフレット、パンフレット類の作成・配布・配置・電子媒体化。
- ・村上城跡に関する定期的な機関紙、広報誌の作成・配布・配置・電子媒体化。
- ・上記情報のウェブサイトなどでの公開や配信サービスのためのツールや技術の獲得。

### (2) 遺構の復元展示、復元的整備、平面表示

- ・山上、山麓、城下でのこれまでの発掘調査、古絵図、古文書などから得られた成果、今後、得られる成果を基に、史跡村上城跡整備委員会、文化庁、新潟県教育委員会の指導を仰ぎながら内容を検討し実施する。城下の堀跡、門跡等については、路面での平面表示なども検討する。

### (3) 便益施設等の充実

- ・危険性のある老朽化したベンチ、手摺り等を撤去し、必要により、遺構への影響が無く、統一感があるものへと交換する。本丸には、ベンチが少ないことから、必要に応じて簡易的な東屋などと併せて新設を検討する。
- ・道標、解説板、案内板等について、必要箇所へは新設し、腐朽・腐食したものについては交換を行う。いずれも、統一感のある規格、素材、デザインを持つものを用い、より分かりやすい内容のものとする。また、VR、ARなどを積極的に導入し、外国言語へも対応可能なものとしていく。

### (4) 周辺文化財等との連携

- ・村上城跡周辺に存在する見学可能な武家屋敷、藩主ゆかりの寺社、資料館等と相互に情報発信、情報共有し、合同イベントなどを開催する。文化財周遊コースなどニーズに合わせた動線を計画し、実現に必要な案内板、道標などの整備、マップ、リーフレットなどの作成と配置を行う。

### (5) ガイダンス施設設置計画の策定

- ・村上城跡を中心とした村上市の歴史に対する来訪者の理解を深めるため、史跡管理事務所を兼ねたガイダンス施設設置を計画する。

## (6) その他

- ・城跡東側遺構群を中心に、定期的に草刈りを行い、見学可能な整備と管理を行う。動線を整え、将来的な園路の開設を検討する。
- ・ブナなどの樹木の貴重種については、下草刈りなどを行い、保護に努め、自然散策の場と史跡の共存を図る。
- ・平成31年（2019）新設の林野庁の森林経営管理制度の導入による樹木の適切な管理。
- ・活用面での障害となる伐採樹木等を搬出するための索道などの設置。
- ・策定から20年以上が経過する史跡村上城跡整備基本計画の見直し。
- ・より多くの人々が安全に史跡を利用できるように、本質的価値の保存を前提に、バリアフリー化の導入、AEDの設置、園路を兼ねた救急搬送路の確保を検討する。

## 第3節 整備の実施期間と手順

村上城跡は、最大15万石の家格で造られた広大な城郭である。この史跡を多方面で完全に整備するには、膨大な費用と期間が見込まれる。

現在の村上市では、整備のための財源と人員が必ずしも十分に確保されているとは言えない。また、1年のうち、約4か月間が雪に閉ざされる厳しい自然環境もあり、上記整備を同時並行で行うことは非常に困難である。そこで、整備を「早期実施が必要な整備」「中長期的に行う整備」とに分類し、計画の策定、タイムテーブルの設定を行い、着実に進めていく必要がある。今後、史跡とそれを取り巻く状況、社会環境等の速い変化も十分に考えられることから、この保存活用計画の実施期間に相当する当面の10年間の整備内容と更にその後の整備構想を第10章中に別記する。



本丸天守櫓

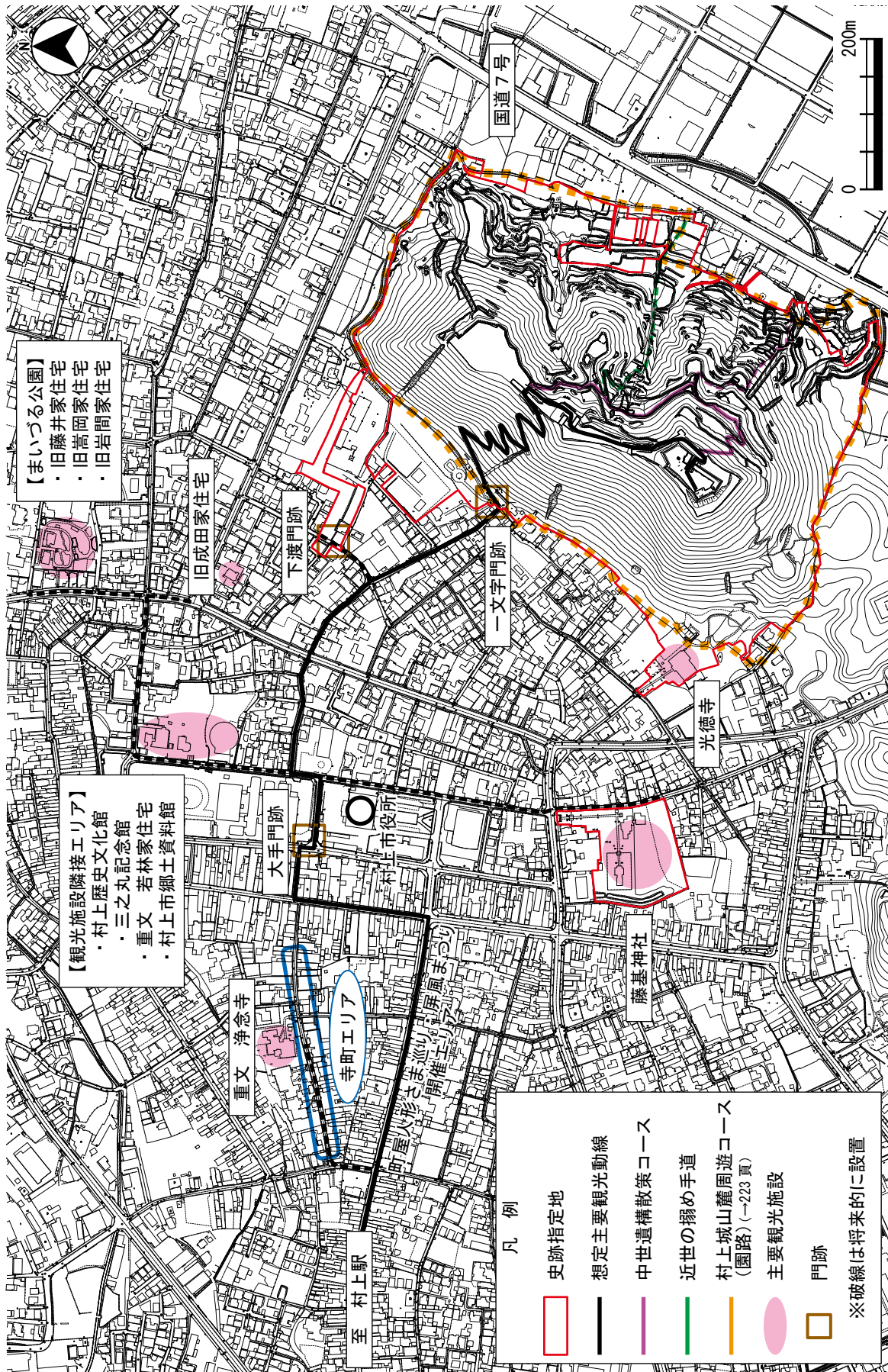


本丸出櫓



CGの活用例（建物復元）

CG作製・提供 渡邊直人氏



第66図 整備計画図

## 第9章 運営・体制整備の方向性と方法

### 第1節 運営・体制整備の方向性

村上市は、史跡村上城跡の管理団体として史跡の適切な保存活用を図る責務があり、その責務を将来にわたり果たすためには、関係職員の情報共有はもとより、適切な人員配置や人材の育成など、運営体制の充足を図る必要がある。さらに、これまで述べてきた多岐にわたる内容を実行するためには、庁内関係課、また、国及び県、一般財団法人村上城跡保存育英会等の地権者や地元等の庁外関係機関との連携・協力・協働が不可欠である。

確実な保存管理・活用・整備を計画的かつ効果的に推進するにあたり、必要となる運営及び体制の整備の方向性や基本的な考え方は、以上をまとめた次の5点である。

- 体制の整備と財源確保
- 庁内関係課との緊密な連携
- 国・県との緊密な連携
- 庁外関係機関との協働
- 市民協同と地域づくり

### 第2節 運営・体制整備の方法

上記の運営・体制整備の方向性に係る具体的な手法は次のとおりである。これらは、第8章で述べた整備事業の実施に必要な短期的に実現すべき運営・体制のみならず、保存活用事業を中長期的な展望の下に進めていく上での運営・体制の在り方も示す。

#### ○体制の整備と財源確保

村上城跡の保存管理・活用・整備については、これまで通り生涯学習課文化行政推進室が主管となり事業を推進する。事業の具体的な内容は、史跡の維持管理、公開活用、発掘調査、整備、資料調査等と多岐にわたるが、これら事業が本計画に則り適切に遂行できるよう職員体制の充足と維持を図る。また、担当者の研修等による知識や技術の向上も体制を補完するものと思われる。

上記事業に係る財源は村上市一般会計によるもので、石垣修復工事を主体とした整備事業や土地公有化事業については文化庁から補助金の交付を受けている。本計画で述べている保存管理・活用・整備事業を遂行するためには、財源の確保を図る必要がある、特に多額の費用を要する石垣修復を含む整備事業については、新潟県治山事業や林野庁の森林経営管理制度<sup>\*</sup>などの文化庁の補助事業以外の制度を積極的に導入する必要がある。

また、企業の協力金や民間の寄付金から成る基金の創設なども検討材料と思われる。

<sup>\*</sup>村上市では、令和3年（2021）から、森林経営管理制度を導入した臥牛山の樹木管理を行う計画である。

## ○庁内関係課との緊密な連携

村上天跡に関する庁内の主な関係部署として、市長部局の総務課・都市計画課・観光課・自治振興課・農林水産課・環境課、教育委員会部局の学校教育課・生涯学習課社会教育推進室などがある。現在、これらの部署とは城跡の保存管理・活用・整備に関して一定の連携が保たれ、理解と協力も得られている。

しかし、本計画で掲げた内容を実現させるために、城跡の保存管理・活用・整備のもつ重要性の相互理解と取り組むべき方策の共有化を更に強化するとともに、史跡未指定地をも含めた全庁的な「(仮)村上天跡庁内連絡協議会」のような組織を新たに立ち上げ、スピード感のある各施策の実現、問題解決を図れる体制整備を行いたい。

## ○国・県との緊密な連携

現在も、文化庁及び新潟県教育委員会文化行政課からは史跡の保存管理・活用・整備について協議等で助言を得ており、整備委員会でもオブザーバーとして出席を求めている。今後も様々な課題解決のために引き続き報告や協議を密にし、国・県・市の三者連携により事業の方向性や内容の共有化を図り、城跡の保存管理・活用・整備を推進する。

## ○庁外関係機関との協働

村上天跡は保健保安林及び土砂災害警戒区域に指定されており、史跡の保存・整備を推進するにあたり、関係機関である新潟県村上天地域振興局農林振興部、同地域整備部や防災研究機関である新潟大学災害・復興科学研究所との密接な連携を図る。

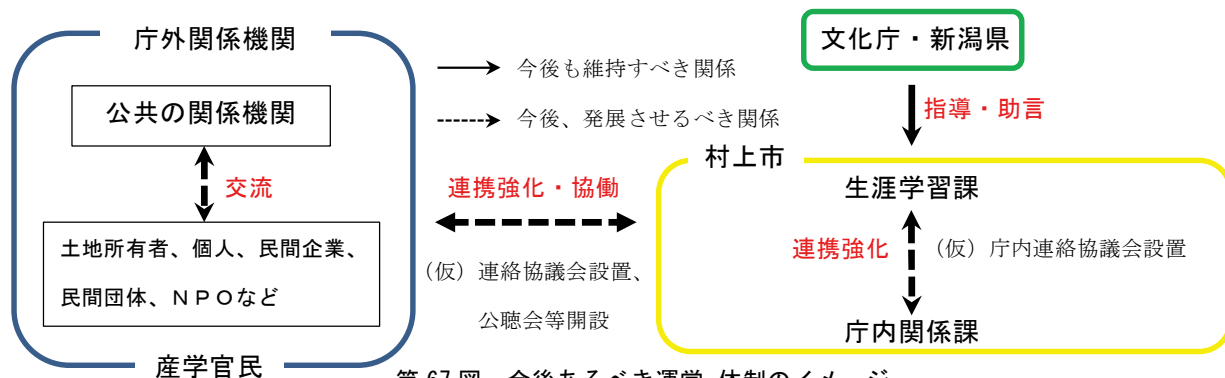
また、村上天跡の調査・研究のため、新潟県立歴史博物館や県内の大学の研究室などとの連携を強化する。

さらに、これまで述べてきた活用の方法を推進するために、公共関連機関以外にも、土地所有者を始め地元企業、商工観光関連機関、社会教育関係団体、指定管理者、ボランティアなどの民間の組織や団体とのネットワークの構築を図り、いわゆる「産学官民」での情報共有や事業の協働を推進するとともに、村上天跡の保存・活用・整備に係る支援団体の育成に努める。

以上の目的を達成するため、「(仮)村上天跡連絡協議会」「公聴会」などを新たに発足させることも有効な手段のひとつと考える。また、庁外機関同士の交流も有益と思われる。

## ○市民協働と地域づくり

保存活用計画を推進するためには市民協働は必要不可欠であり、将来的には行政に頼らない市民等を主役とする事業の展開を目指す。そして、その実現に向けた「人づくり」「地域づくり」が、今後、ますます重要な課題になるものと思われる。





## 第10章 施策の実施計画の策定と実施

### 第1節 施策の実施計画の策定

第6～9章に述べた「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制の整備」に関する方向性と方法の各項目について、その実施の道筋・期間等により、4種類に分類し、以下にまとめた。

1. 既に着手しており、今後も継続して実施すべき施策
2. 早期（おおむね5年以内）に着手すべき施策 [令和8～12年（2026～2030）]
3. 中・長期的（おおむね6～10年以内）な展望の下に実施すべき施策  
[令和13～17年（2031～2035）]
4. 将来的（おおむね11～15年以内）に検討、着手すべき施策  
[令和18～22年（2036～2040）]

なお、本書で扱う保存活用計画期間は、おおむね15年とし、毎年、進捗の点検を行うが、策定から約10年を経過した時点で、必要に応じた見直しを行うものとする。

#### 1. 既に着手しており、今後も継続して計画的に実施すべき施策

第54表 既に着手しており、今後も継続して計画的に実施すべき施策

	項目	手法
保存管理	管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更行為に対する適正な基準の設定と運用</li> <li>・史跡内での下草刈り、枝打ちなどの環境整備</li> <li>・史跡内の日常的な巡回、モニタリング</li> <li>・石垣表面や合端の蔓草、実生木などの定期的な除去</li> <li>・石垣変位箇所に対する機器を用いた客観的変位観測</li> <li>・新たな本質的価値発掘のための調査、研究</li> <li>・安全上の問題がある便益施設の撤去又は交換</li> </ul>
	維持修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登城道などの小規模修繕や保護対策</li> <li>・登城道上の倒木処理、枝折れや胴折れのおそれのある樹木の伐採</li> </ul>
活用	学校教育での活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒の村上城跡に関する学習会等の実施</li> </ul>
	生涯学習での活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城跡に係る行政出前講座、講演会、学習会等の実施</li> </ul>
	地域での活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主導型の活用事業や環境整備事業の創出</li> </ul>
	観光資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会、観光案内所、地元温泉旅館等へのリーフレットの配布</li> </ul>
	普及啓発に必要な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城跡に係る現地説明会や見学会、企画展の開催</li> <li>・最新情報を反映させたリーフレット類の作成、配布</li> <li>・ホームページ上での史跡の情報発信</li> </ul>

	項目	手法
整備	保存のための整備	・本丸黒門跡Ⅰ工区石垣修復工事、修復に係る測量、発掘調査
	活用のための整備	・眺望確保のための樹木処理
運営体制	庁内関係部署との連携	・各種事業に係る都市計画課、農林水産課、自治振興課との連携
	国・県との緊密な連携	・文化庁調査官の現地指導、史跡担当県職員の整備委員会出席
	庁外関係機関との協働	・村上市郷土資料館などの指定管理者である（公財）イヨボヤの里開発公社と連携したイベント等の開催 ・城跡の保健保安林指定部分の樹木管理に係る新潟県村上地域振興局農林振興部との協議

## 2. 早期に着手すべき施策

第55表 早期に着手すべき施策

	項目	手法
保存管理	管 理	・防災計画、植生管理計画の作成 ・植生管理の実施 ・既存石垣カルテ内容の随時更新及び未調査箇所のカルテ作成
	維持修理	・藤基神社土塁の発掘、測量調査、裾部の土砂流失の拡大防止 ・遺構の保全のための樹木伐採
活用	学校教育での活用	・地元小中学校での村上城跡の授業での取り上げ
	生涯学習での活用	・城跡に関するシンポジウムや、講師を招いての講演会等の開催
	地域での活用	・地域住民や日常的な利用者対象の城跡内での勉強会や美化活動 ・城跡の歴史や遺構に関する説明を行うガイドの養成
	観光資源としての活用	・城下で開催される各種イベントとのタイアップ事業の実施 ・市街地の武家屋敷などの文化財、城跡関連の寺社、郷土資料館、その他の観光施設とのネットワーク構築による回遊性の向上
	普及啓発に必要な情報発信	・村上城跡に係る機関紙、広報誌の発行やウェブサイトでの公開や配信
整備	保存のための整備	・史跡村上城跡整備基本計画の見直し ・本丸黒門跡Ⅱ-Ⅲ工区石垣修復工事、修復に係る測量、発掘調査 ・黒門跡石垣修復以降の石垣整備計画の策定 ・御鐘門跡下法面毀損箇所修繕 ・登城道洗掘防止のための新規自然土舗装（未舗装部分） ・登城道、法面保護のための雨水処理対策 ・石垣表面、礎石、雁木等露出遺構の保護補修、強化
	活用のための整備	・登城道自然土舗装毀損箇所の修繕 ・東屋、ベンチなどの便益施設の充足 ・多言語、VR、AR対応解説板、標柱、城跡への道標等の整備

	項目	手法
整備	活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登城道自然土舗装毀損箇所の修繕</li> <li>・東屋、ベンチなどの便益施設の充足</li> <li>・多言語、VR、AR対応解説板、標柱、城跡への道標等の整備</li> </ul>
	計画遂行体制の充足	・保存活用計画が適切に遂行できる人員体制の充足と維持
運営体制	庁内関係部署との連携	・「(仮称) 史跡村上天跡跡内連絡協議会」設立など、全庁的な推進体制の確立、強化
	庁外関係部署との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産学官民」連携による史跡の保存と活用の推進</li> <li>・「(仮称) 史跡村上天跡連絡協議会」や「公聴会」の設立</li> </ul>
	財 源 確 保	・文化庁の補助事業以外の事業支援制度の導入

### 3. 中・長期的な展望の下に実施すべき施策

第56表 中・長期的な展望の下に実施すべき施策

	項目	手法
保存管理	管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策の実施</li> <li>・史跡指定地の公有化(用地取得)、史跡未指定地の追加指定と公有化</li> </ul>
	維持修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落石防止フェンス、落石防止ネット、石垣押えなどの計画設置</li> <li>・伐採樹木や不用物撤去の搬出</li> </ul>
活用	学校教育での活用	・城跡の本質的価値の発掘及び研究者育成のための新潟大学を始めとする地元大学、新潟県立歴史博物館などとの連携
	地 域 で の 活 用	・旧城下町エリアと城跡部分を一体化させた活用プランの導入
	観光資源としての活用	・関連城跡や遺跡を結んだ広域ネットワークの形成による交流
整備	保存のための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒門跡石垣修復後の計画的な石垣修復工事</li> <li>・藤基神社土塁裾部の修復</li> </ul>
	活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸黒門跡での遺構の復元的整備、遺構平面表示</li> <li>・史跡東側を中心とした中世遺構等の整備及び見学ルートの開設</li> <li>・AEDの設置やバリアフリー化の導入</li> </ul>
運営体制	庁外関係部署との連携	・村上天跡の保存、活用、整備に係る民間支援団体の育成
	財 源 確 保	・企業の協力金や民間の寄付などから成る整備基金の創設、運営

\*各手法において複数表記のものは、基本的に上位記載のものが優先される。

### 4. 将来的に検討、着手すべき施策

- ・史跡村上天跡保存活用計画の見直し
- ・藩主居館跡の復元的整備
- ・ガイダンス施設の設置
- ・山麓東側の用地取得、駐車場整備
- ・救急搬送路の確保

## 第2節 施策の実施

上記施策の実実施計画について、具体的なスケジュールに沿った総括表を付す。なお、計画実施のための詳細な手法や範囲等は、改訂版「史跡村上城跡整備基本計画」に明記する。

第57表 施策の実実施計画総括表

		計画の見直し		計画の改訂
項目		R3～7 (2021～25)	R8～12 (2026～30)	R13～17 (2031～35)
保存管理	現状変更行為への適正な基準設定と運用	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	史跡内での下草刈り、枝打ちなどの環境整備	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	史跡内の日常的な巡回、モニタリング	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	石垣表面の蔓草、実生木などの定期的な除去	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	石垣変位箇所への客観的変位観測	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	新たな本質的価値発掘のための調査、研究	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	安全上問題がある便益施設の撤去又は交換	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	防災計画の策定	■ ■		
	防災対策の実施	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	植生管理計画の策定	■ ■		
	植生管理の実施	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	石垣カルテの更新と追加調査	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	指定地の公有化、未指定地の追加指定・公有化			■ ■ ■ ■ ■ ■
	登城道などの小規模修繕や保護対策	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	登城道上の倒木や樹木の胴折れ等への対策	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	藤基神社土塁の毀損の拡大防止、測量・調査	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	
	遺構保全のための樹木伐採		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	落石対策フェンス・ネット等の計画的設置			■ ■ ■ ■ ■ ■
伐採樹木や不用物撤去			■ ■ ■ ■ ■ ■	
活用	児童、生徒を対象とした学習会等の開催	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	小中学校での村上城跡の授業での取り上げ		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	地元大学、新潟県立歴史博物館などとの連携			■ ■ ■ ■ ■ ■
	一般へ向けた出前講座、講演会等の実施	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	シンポジウムや講演会等の開催		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	地域主導型活用事業や環境整備事業の創出	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	地元や日常的な利用者向け勉強会、美化活動		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	城跡に関する説明を行うガイドの養成		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	旧城下と城跡部分一体型活用プランの導入			■ ■ ■ ■ ■ ■
	市内観光関連機関へのリーフレットの配布	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	城下開催イベントとのタイアップ事業の実施		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■

	項目	R3～7 (2021～25)	R8～12 (2026～30)	R13～17 (2031～35)
活用	他の文化財や観光施設等を結ぶ動線整備		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	関連城跡などを結ぶ広域ネットワークの形成			■ ■ ■ ■ ■ ■
	現地説明会や見学会、企画展の開催	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	最新情報掲載のリーフレット類の作成・配布	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	ホームページ上での史跡の情報発信	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	機関紙発行やウェブサイト等での公開や配信		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
整備	本丸黒門跡Ⅰ工区石垣修復工事	■		
	史跡村上城跡整備基本計画の見直し	■ ■ ■		
	本丸黒門跡Ⅱ・Ⅲ工区石垣修復工事	■ ■ ■ ■ ■		
	本丸黒門跡の遺構の復元的整備や平面表示		■ ■ ■	
	黒門跡石垣修復以降の石垣整備計画策定		■ ■	
	黒門跡石垣修復後の計画的な石垣修復工事			■ ■ ■ ■ ■ ■
	御鐘門跡下法面毀損箇所修繕		■ ■ ■ ■ ■ ■	
	登城道洗掘防止のための新規自然土舗装		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	登城道、法面保護のための雨水処理対策		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	露出遺構の保護補修、強化		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	藤基神社土塁裾部の修復			■ ■ ■ ■ ■ ■
	眺望確保のための樹木処理	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	登城道自然土舗装毀損箇所の修繕		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	東屋、ベンチなどの便益施設の充足		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	I T対応の解説板、標柱、道標等の整備		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	中世遺構等の整備及び見学ルートの開設			■ ■ ■ ■ ■ ■
A E D設置やバリアフリー化の導入			■ ■ ■ ■ ■ ■	
運営体制	庁内関係部署との連携	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	計画推進のための人員体制の充足と維持		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	庁内連絡協議会などの設立		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	文化庁調査官の指導、県職員の委員会出席	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	指定管理者と連携の事業開催	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	新潟県村上地域振興局との連携	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	産学官民連携による事業の推進		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	連絡協議会や公聴会の設立		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	計画推進のための民間支援団体の育成			■ ■ ■ ■ ■ ■
	文化庁補助事業以外の事業支援制度の導入		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	企業や民間の協力金等での整備基金創設・運営		■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■



# 第11章 経過観察

## 第1節 経過観察の方向性

本計画中の第5章で定めた「保存活用の大綱」「保存活用の基本方針」に則り、第6～9章で定めた「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制の整備」の方向性と方法に基づき第10章で定めた施策が、策定後にスケジュールどおり、適切に運用されているかどうかを定期的に点検する必要がある。点検の結果、必要と思われる事項については改善を行い、より望ましい村上城跡の保存活用の有り方を具現化して行かなければならないことから、それぞれの実現状況を把握するための経過観察の方向性を以下に示す。

### 1. 保存管理についての経過観察の方向性

主として次の点に留意した経過観察を行う。

- ①本質的価値が十分保存されているか。
- ②現状変更行為への対応が適切であるか。
- ③環境や景観への配慮がなされているか。
- ④災害対策が速やかに行われているか。
- ⑤本質的価値を内在する史跡未指定地の史跡追加指定と公有化、未取得となっている必要な史跡指定地の用地取得へのアプローチが進んでいるか。

### 2. 活用についての経過観察の方向性

主として次の点に留意した経過観察を行う。

- ①学校教育や生涯学習、研究機関などとの連携がとれているか。
- ②地域と一体化した活用が図られているか。
- ③恵まれた自然環境や立地が活用に反映されているか。

### 3. 整備についての経過観察の方向性

主として次の点に留意した経過観察を行う。

#### (1) 保存のための整備

- ①本質的価値の状態が正しく把握されているか。
- ②本質的価値が保護、修理されているか。

## (2) 活用のための整備

- ① これまでに整備や調査などの成果が還元されているか。
- ② 活用に最適な環境が整えられているか。
- ③ 本質的価値を発信、普及させるツールが整備されているか。

## 4. 運営・体制整備についての経過観察の方向性

主として次の点に留意した経過観察を行う。

- ① 庁内外の関係部署との連携が円滑に行われているか。
- ② 国県との連携がとれているか。
- ③ 適切な保存管理・活用・整備を遂行する体制が整い、維持されているか。
- ④ 適切な保存管理・活用・整備を遂行する財源が確保されているか。

## 第2節 経過観察の方法

上記の1～4を実行する具体的な経過観察の方法を以下に示す。経過観察については、組織内部で定期的に評価を行うとともに、史跡村上城跡整備委員会の審査を受けることが必要である。また、定期的なアンケートやパブリックコメントの実施も有効と考えられる。

### 1. 保存管理についての経過観察の方法

①～③については、現状変更や現状変更と深く係りのある行為であることから、これまでと同様に、事案ごとに齟齬なく迅速に対応しなければならない事柄である。ただし、今回、新たに保存活用計画のために設定した本質的価値の構成要素の地区区分や構成要素の種別ごとの取扱い基準に、対応が一貫して準じているかを、そのときどきで判断、点検し、必要に応じて新潟県、文化庁と取扱いについて協議し、記録を集積させ、規範性を持続させなければならない。また、平成31年(2019)4月1日に施行となった文化財保護法の一部改正による、法第129条の2による史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定を受けるための申請を行い、法第129条の4の現状変更等の許可の特例の認定を受けようとする場合においても、同様の手法に依らなければならない。

④については、近年、頻発の豪雨による土砂崩れなどの災害、地震災害を見据え、専門家の意見を聴取し、早期に対策に着手し、計画的に推進しなければならない事項であり、その過程で、対策の効果や新たな脅威の有無などを定期的に実地調査する必要がある。

⑤については、交渉相手や財政事情にも左右されることから、一概に進捗に触れられないが、機会を閉ざすことなく、継続して検討し続けなければならない事柄である。土地所有者や土地利用状況などの実態調査を行い、場合によって追加指定と公有化計画を再考することも必要と思われる。



## 2. 活用についての経過観察の方法

①、②については、一般を対象とした公開講座、資料館等での企画展の開催、地元の二之町などを対象とした行政出前講座などを通じて既に取り組んでいる部分もあるが、受動的、単発の様相が否めない。また、座学が多い傾向にあることから、これらを能動的、定期的なものに切り替え、フィールドワークを増やし、参加者から評価を受ける機会を創出する必要がある。学校教育との連携が少ないことが今後解消されるべき課題である。

③については、既に外部団体によって、村上城跡を使って一部実施されている自然散策会や健康ウォーク等とコラボレートしたイベントを企画することで、参加者へ史跡へも興味を抱かせる施策を行い、①、②同様に評価を受ける工夫が必要と思われる。特に、「町屋の人形様巡り」や「町屋の屏風まつり」などを目的とした旧城下への来訪者に城跡まで足を運んでもらい、評価を受けることは、本計画の性格上、重要と思われる。

## 3. 整備についての経過観察の方法

### (1) 保存のための整備

①については、目視などの日常的な観察、機器を用いた客観的な観測を継続し、得られた結果を蓄積、比較検討することによって本質的価値の状態確認を行う。特に顕在化する本質的価値については、経年や突発的変化が避けられないことから、定期的な観察レポートが必要と思われる。

②については、大別して、毀損箇所の修繕と毀損の事前防止が考えれるが、特に危険箇所を優先させ、進捗を考慮しながら計画的に修繕して行くべきであるが、①の結果によっては、計画の修正や応急対策を行う必要もあると思われる。

### (2) 活用のための整備

①については、整備や調査の結果については、随時、広報誌やリーフレットなどを作成して情報発信に努める。遺構等については、中長期的に現地での復元的整備や平面表示の手法を検討、実施する。現地説明会・企画展・シンポジウムなどを開催し、評価を受けることが必要と思われる。

②～③については、便益施設などは、利用者のニーズを調査、把握し、必要と考えられるものは計画的に設置して行く。解説板等については、可能な範囲で最新のVRやARシステムなどの付加価値を持たせることを研究、導入する。また、これまでの紙媒体での情報発信に加え、今後は、コンピュータ技術の進歩に合わせ、時代に即応させた積極的な電子媒体の利用といった進取の対応が必要と思われる。

## 4. 運営・体制整備についての経過観察の方法

①については、庁内では、随時、観光課、自治振興課、農林水産課など関係部署参加の

情報共有のための連絡会議や活用検討会などを設け、施策の立案、相互チェックによる進捗や施策の効果の確認、問題解決、必要に応じた計画の修正等を図って行く。庁外については、商工会、観光協会、地権者、地元、専門家などと連携、情報共有し、庁内と同様の経過観察を行う。

②については、施策の進捗等について国県と連絡を密にし、遂行上の問題点が認められれば、速やかに、新潟県と文化庁に指導を仰ぎ、助言を受け、必要な修正と改善を行う。

③については、換言すれば史跡の保存と維持管理、発掘や資料調査、整備とその成果の公開等が計画どおり行われているかが指標となるので、随時、計画の進捗を点検することが重要である。計画が遅延傾向にあれば、業務の効率化、事業のアウトソーシングなど支援体制の整備、人員の要望などが課題になるものと思われる。計画担当者個々のスキルアップも事業の効率化には有効と考えられる。

④については、事業への効率的な予算投入が前提となるが、始めに先進地事例等を調査し、旧例に捕らわれない新たな財源の創出などを検討する必要があるものと思われる。

## 5. 施策実施状況についての経過観察の方法

保存管理・活用・整備・運営・体制の整備の各実施状況については、第10章に掲げたスケジュールに準拠した次の自己点検票を作成し、各施策の進捗を毎年度末に内部で検証し、史跡村上城跡整備委員会に評価を求める。

第57表 史跡等・重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称	史跡村上城跡
管理団体	村上市
所有者	一般財団法人村上城跡保存育英会、村上市、新潟県ほか

施策	項目	取組状況			
		未取組	計画中	取組中	備考
保存管理	1. 現状変更行為への適正な基準設定と運用	1	2	3	
	2. 史跡内での下草刈り、枝打ちなどの環境整備	1	2	3	
	3. 史跡内の日常的な巡回、モニタリング	1	2	3	
	4. 石垣表面の蔓草、実生木などの定期的な除去	1	2	3	
	5. 石垣変位箇所への客観的変位観測	1	2	3	
	6. 新たな本質的価値発掘のための調査、研究	1	2	3	
	7. 安全上問題がある便益施設の撤去又は交換	1	2	3	
	8. 防災計画の策定	1	2	3	
	9. 防災対策の実施	1	2	3	

施策	項目	取組状況			
		未取組	計画中	取組中	備考
保存管理	10. 植生管理計画の策定	1	2	3	
	11. 植生管理の実施	1	2	3	
	12. 石垣カルテの更新と追加調査	1	2	3	
	13. 史跡指定地の公有化、史跡未指定地の追加指定・公有化	1	2	3	
	14. 新たな追加指定、公有化のためのアプローチ	1	2	3	
	15. 登城道などの小規模修繕や保護対策	1	2	3	
	16. 登城道上の倒木や樹木の胴折れ等への対策	1	2	3	
	17. 藤基神社土塁の毀損の拡大防止、測量・調査	1	2	3	
	18. 遺構保全のための樹木伐採	1	2	3	
	19. 落石対策フェンス・ネット等の計画的設置、交換	1	2	3	
活用	20. 伐採樹木やCOゴミ箱などの不用物撤去	1	2	3	
	21. 児童、生徒を対象とした学習会等の開催	1	2	3	
	22. 小中学校での村上城跡の授業での取り上げ	1	2	3	
	23. 地元大学、新潟県立歴史博物館などとの連携	1	2	3	
	24. 一般向けの出前講座、講演会等の実施	1	2	3	
	25. 城跡に係るシンポジウムや講演会等の開催	1	2	3	
	26. 地域主導型活用事業や環境整備事業の創出	1	2	3	
	27. 地元や日常的な利用者向け勉強会、美化活動	1	2	3	
	28. 城跡に関する説明を行うガイドの養成	1	2	3	
	29. 旧城下と城跡部分一体型活用プランの導入	1	2	3	
	30. 市内観光関連機関へのリーフレットの配布	1	2	3	
	31. 城下開催イベントとのタイアップ事業の実施	1	2	3	
	32. 他の文化財や観光施設等を結ぶ動線整備	1	2	3	
	33. 関連城跡、関連遺跡などを結ぶ広域ネットワークの形成	1	2	3	
	34. 現地説明会や見学会、企画展の開催	1	2	3	
	35. 最新情報掲載のリーフレット類の作成・配布	1	2	3	
	36. ホームページ上での史跡の情報発信	1	2	3	
	37. 機関紙や広報誌の発行、ウェブサイト等での公開や配信	1	2	3	
整備	38. 本丸黒門跡 I 工区石垣修復工事	1	2	3	
	39. 史跡村上城跡整備基本計画の見直し	1	2	3	
	40. 本丸黒門跡 II・III 工区石垣修復工事	1	2	3	
	41. 本丸黒門跡の遺構の復元的整備や平面表示	1	2	3	
	42. 黒門跡石垣修復以降の石垣整備計画策定	1	2	3	
	43. 御鐘門跡下法面毀損箇所修繕	1	2	3	
	44. 登城道洗掘防止のための新規自然土舗装	1	2	3	

施策	項目	取組状況			
		未取組	計画中	取組中	備考
整備	45. 登城道、法面保護のための雨水処理対策	1	2	3	
	46. 礎石、雁木等の露出遺構の保護補修、強化	1	2	3	H2 一部実施
	47. 藤基神社土塁裾部の修復	1	2	3	
	48. 眺望確保のための樹木処理	1	2	3	
	49. 登城道自然土舗装毀損箇所の修繕	1	2	3	
	50. 東屋、ベンチなどの便益施設の充足	1	2	3	
	51. I T対応の解説板、標柱、道標等の整備	1	2	3	
	52. 中世遺構等の整備及び見学ルートの開設	1	2	3	
	53. A E D設置やバリアフリー化の導入	1	2	3	
運営・体制	54. 庁内関係部署との連携	1	2	3	
	55. 計画推進のための人員体制の充足と維持	1	2	3	
	56. 庁内連絡協議会などの設立	1	2	3	
	57. 文化庁調査官の現地指導、県史跡担当職員の委員会出席	1	2	3	
	58. 指定管理者と連携の事業開催	1	2	3	
	59. 新潟県村上地域振興局農林振興部との連携	1	2	3	
	60. 産学官民連携による事業の推進	1	2	3	
	61. 連絡協議会や公聴会の設立	1	2	3	
	62. 計画推進のための民間支援団体の育成	1	2	3	
	63. 文化庁補助事業以外の事業支援制度の導入	1	2	3	
	64. 企業の協力金や民間の寄付金等での整備基金創設、運用	1	2	3	

\*文化庁文化財記念物課「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（2015）」を一部修正



出典一覧表

頁数	図・表 番号	図表タイトル	出典文献
9	第3図	ゾーン別整備指針図	村上市 2016 『村上市歴史的風致維持向上計画』を一部改編
10	第4図	史跡指定地整備計画	村上市 1998 『史跡村上天跡整備費基本計画』
11	第5図	歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	村上市 2016 『村上市歴史的風致維持向上計画』
12	第6図	村上天下町区域（重点区域）	村上市 2016 『村上市歴史的風致維持向上計画』
12	第7図	重点区域（赤線枠）における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業の位置	村上市 2016 『村上市歴史的風致維持向上計画』
13	第8図	「お城山とその周辺整備基本計画」の対象範囲図	村上市 1992 『お城山とその周辺整備基本計画』
14	第9図	村上市の景観の構成イメージ	村上市 2016 『村上市歴史的風致維持向上計画』
15	第10図	区域設定のイメージ	村上市 2016 『村上市歴史的風致維持向上計画』
22	第11図	関連法規制図	村上市 2010 『村上市都市計画マスタープラン』
23	第12図	土砂災害警戒区域範囲図	村上市 2020 『村上市ハザードマップ』を一部改編
23	第13図	保健保安林指定図	村上市 2010 『村上市都市計画マスタープラン』
36	第23図	「村上」地形図	新潟県 1987 「村上」 『土地分類基本台帳』
37	第24図	「村上」表層地質図	新潟県 1987 「村上」 『土地分類基本台帳』
37	第25図	「村上」表層地質図凡例	新潟県 1987 「村上」 『土地分類基本台帳』
48	第28図	建物の推定位置図	村上市 1998 『史跡村上天跡整備費基本計画 資料編』
65	第29図	石垣調査（石垣カルテ）	村上市教育委員会 2017 『史跡村上天跡石垣調査報告書Ⅰ』
66	第30図	村上天跡周辺表層地層図	新潟県 1987 「村上」 『土地分類基本台帳』を一部改編
71	第31図	石垣各部の名称と積み方	村上市教育委員会 2017 『史跡村上天跡石垣調査報告書Ⅰ』を一部改編
86	第41図	村上天下の門位置図	村上市 1992 『お城山とその周辺整備基本計画』を一部改編
128	第48図	内藤侯居城全図	村上市 1998 『史跡村上天跡整備費基本計画 資料編』
132	第51図	七曲り道の樹木	村上市 1998 『史跡村上天跡整備費基本計画 資料編』所収 柴田治1990年調査作成資料を一部改編
139	第53図	田口地区遺構推定範囲	村上市教育委員会 1991 『越後村上天下町』を一部改編
140	第54図	村上天下町割図（昭和31年）	昭和31年村上市市街地区図を一部改編
224	第65図	整備計画図	村上市 1998 『史跡村上天跡整備費基本計画』を一部改編
36	第1表	「村上」図葉層序区分	新潟県 1987 「村上」 『土地分類基本台帳』
185	第37表	整備基本計画事業進捗状況	村上市 1998 『史跡村上天跡整備費基本計画』

[引用参考文献等] \*村上市、村上市教育委員会主体の刊行物を除く。

- 青木ほか 2008『新潟県埋蔵文化財調査報告書第180集 松蔭東遺跡・中曽根遺跡Ⅱ・大館跡Ⅰ』（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団・（株）加藤建設
- いわふね自然愛好会 2011『臥牛山の自然 新潟県村上市臥牛山自然総合調査報告書』地域調査報告書 第2集
- 尾崎 1983『新潟のすぐれた自然 新潟県自然環境保全試料策定調査報告書 植物編』「6. 臥牛山」尾崎富衛
- 大瀧正輔 2015『越後村上郷土随聞録 大瀧雪邨遺稿』
- 大場喜代司 2008『シリーズ藩物語 村上藩』現代書館
- 風間広吉（1990）「森のドラマシリーズ2 ふるさとのシンボルお城山の樹木と山野草」市報むらかみ7月号寄稿
- 工藤孝雄 1968「越後村上臥牛山の植物目録」村上市岩船郡国土緑化推進委員会
- 財団法人村上城跡保存育英会 2006『鮭の子ものがたり～歴史に残る人々～』
- 柴田治 1997「お城山の植物」『お城山だより』第29号 財団法人村上城跡保存育英会
- 柴田治 2000「お城山のサクラとスギ」『お城山だより』第32号 財団法人村上城跡保存育英会
- 鈴木鉦三 1973『稿本村上雑記』
- 鈴木鉦三 1976『村上歴史散歩』
- 鈴木鉦三 1977『三面川の鮭の歴史』
- 鈴木鉦三 1988『村上城主代々記』
- 鈴木利貞 1983「お城山に杉の子は育つ」『お城山だより』第5号 財団法人村上城跡保存育英会
- 高橋陽佑 2013『土族による地域資源の保全と公益活動—新潟県三面川における村上鮭産育養所を事例に—』
- 新潟県 1989『土地分類基本調査』村上
- 新潟県 1990『新潟県史 概説新潟県のあゆみ』
- 新潟県治山課 1973「森林植生図」新潟県農林部治山課
- 文化庁文化財部記念物課 2015『石垣整備のてびき』同成社
- 文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 村上本町教育会 1974『村上郷土史』歴史図書社
- 村松敏雄 1988「村上～朝日村に分布する凝灰岩・流紋岩の絶対年代測定」新潟県立教育センター研究報告 99号

[作成指導・協力]

一般財団法人村上城跡保存育英会	富樫 繁春
柏崎市立図書館	時田 忠一
株式会社 安藤・間	富田 和気夫
公益財団法人イヨボヤの里開発公社	新潟県教育庁文化行政課
国立公文書館	新潟県立歴史博物館
近 重雄	文化庁
佐藤 廣	宮越 一俊
佐藤 良次	村上市二之町区
新発田市立歴史図書館	村上地域振興局
宗教法人 光徳寺	米沢市立上杉博物館
宗教法人 藤基神社	渡邊 直人
東京大学資料編纂所	

\*五十音順、敬称略

# 史跡村上城跡保存活用計画

令和3年（2021）3月31日

[編集発行] 新潟県村上市教育委員会  
〒958-0292  
新潟県村上市岩沢 5611 番地

[印刷] 株式会社フォト・スタンプ新潟





